

中項目NO	大分類	中分類	問	答
1	趣旨	難病・小慢	「新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により、医師の診断書を提出することが困難な場合には」とあるが、個々の患者ごとに判断しなければならないのか。	「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」とあるように、今回の措置は一律のものと考えており、個々の患者ごとに判断するものではない。
2	受給者証	難病・小慢	「受給者証等については、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用することとする」とあるが、医療機関等の混乱を避けるため、延長後の有効期間を記載した受給者証を新たに発行することは差し支えないのか。	差し支えないが、対象受給者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、受給者証の取扱いについて十分に周知すること。
3	受給者証	難病・小慢	自己負担上限月額については、現在の区分を引き続き適用してよいのか。また、その他受給者証の記載事項について、変更申請や変更届が提出され場合は適宜対応することによるのか。	変更の申請等があった場合は、施行通知第3留意事項(2)に記載の通り対応されたい。なお、変更の届出についても、同様に対応されたい。
4	対象者	難病・小慢	令和2年3月1日から省令改正の間に有効期間の終期を迎え、更新申請を出された方で、審査会で不認定となった場合、不認定の取り扱いのままよいのか。	今回の措置は、「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」ものであり、審査会で不認定となった者も有効期間の延長の対象である。
5	対象者	難病・小慢	令和2年3月1日から省令改正の間に有効期間の終期を迎える方で、更新申請を出されなかった場合も、その有効期間の終期から1年延長するのか。	今回の措置は、「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」ものであることから、更新申請を行わなかった者も有効期間の延長の対象となる。

中項目NO	大分類	中分類	問	答
6	対象者	小慢	小児慢性特定疾病医療費について、1年間延長した場合に終期が満20歳を超える際は、20歳の誕生日の前日までの有効期間となるのか。	今回の措置は、「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する者を対象に、有効期間の満了日を原則1年間延長する」ものであることから、20歳の誕生日以降も延長された有効期間の終期まで医療費助成の対象となる。
7	新規申請	難病・小慢	新規申請については、今回の措置の対象外ということによろしいか。（臨床調査個人票もしくは医療意見書等は必要か。）	対象外である。（臨床調査個人票もしくは医療意見書等は必要。）

中項目NO	大分類	中分類	問	答
1	オンライン診療	難病・小慢	電話や情報通信機器を用いた診療等（特定医療に限る。）を受けた場合の自己負担上限額管理票の取扱は、どのようにすればよいか。	本件については、自己負担上限額管理票について、誤った記載や漏れが生じることにより、患者への不利益が生じる可能性があることから、可能な限り都道府県等において、レセプトデータと突合するなどの方法で不利益等が生じぬよう対応されたい。